

「富岡市景観形成助成金」制度のご案内

市では、市全域の良好な景観づくりを支援するために、「富岡市景観形成助成金交付要綱」を制定し、この要綱に基づき、市民が行う景観形成のために要する費用の一部を助成します。

助成の対象は、市景観条例に位置付けられている「景観重要資源の所有者」又は「市民景観形成協定の協定締結者」が景観の向上に効果のある修理、修景を行った場合の費用と、「景観づくり団体」が行う活動費です。

◇景観重要資源に登録された建築物等の景観に配慮した外観の修理修景への助成

市景観条例では、地域の象徴として市民に親しまれている歴史的建造物等で、良好な景観に寄与しているものを景観重要資源として登録することとしています。

この助成は、登録された景観重要資源の外観を、概ね建設された当初に復元する費用に対して助成するもので、景観重要資源に登録されていないと助成対象にはなりません。

なお、歴史的建造物等とは、明治・大正・昭和初期に建てられた建築物等を想定しています。

◇市民景観形成協定に基づく建築物等の景観に配慮した外観の修理修景への助成

良好な景観形成を図るうえでは、市民の自由な発想に基づく地域の実情に応じた景観づくりが重要です。市条例では、住民自ら締結した協定によって、地域の良好な景観形成が図れるものであるときは、市民景観形成協定として認定することとしています。

この助成は、市民景観形成協定に認定された協定締結者が、協定に基づく景観形成に効果のある修理・修景を行うとき助成対象となります。

◇景観づくり団体の活動に対する助成

市条例では、良好な景観形成を目的として、自主的な活動を行う団体を景観づくり団体として登録することとしています。この助成は、登録された景観づくり団体の活動経費が対象となります。

助成対象となる活動経費とは、団体の会員又は市民を対象とした景観に関する講演会、勉強会等や市民の景観づくりの参考となるリーフレット等の作成にかかる経費です。

* 建築物等修理修景事業助成金

景観重要資源に登録された建築物等及び市民景観形成協定に基づく建築物等の外観の修理、修景にかかる費用が対象となる助成金です。

地域区分	助成回数	助成率	助成限度額 (円)
景観計画区域（市全域）	同一対象物件 1回限り	1/2	500,000
歴史文化的景観調和ゾーン			800,000
歴史文化的景観保全ゾーン 旧街道街なみ誘導ゾーン			1,000,000

例（1）

景観重要資源に登録されている建築物の外観を修理すると、3,000,000円掛ります。助成金の額はいくらになるでしょうか？

- ・景観計画区域では、500,000円の助成金です。
 $3,000,000 \text{円} \times 1 \div 2 \text{（助成率）} = 1,500,000 \text{円} \rightarrow 500,000 \text{円（上限）}$
- ・歴史文化的景観調和ゾーンでは、800,000円の助成金です。
 $3,000,000 \text{円} \times 1 \div 2 \text{（助成率）} = 1,500,000 \text{円} \rightarrow 800,000 \text{円（上限）}$
- ・歴史文化的景観保全ゾーン・旧街道街なみ誘導ゾーンでは、1,000,000円の助成金です。
 $3,000,000 \text{円} \times 1 \div 2 \text{（助成率）} = 1,500,000 \text{円} \rightarrow 1,000,000 \text{円（上限）}$

例（2）

市民景観形成協定に認定された協定に基づいて建築物の外観を修理すると、2,000,000円掛ります。助成金の額はいくらになるでしょうか？

- ・景観計画区域では、500,000円の助成金です。
 $2,000,000 \text{円} \times 1 \div 2 \text{（助成率）} = 1,000,000 \text{円} \rightarrow 500,000 \text{円（上限）}$
- ・歴史文化的景観調和ゾーンでは、800,000円の助成金です。
 $2,000,000 \text{円} \times 1 \div 2 \text{（助成率）} = 1,000,000 \text{円} \rightarrow 800,000 \text{円（上限）}$
- ・歴史文化的景観保全ゾーン・旧街道街なみ誘導ゾーンでは、1,000,000円の助成金です。
 $2,000,000 \text{円} \times 1 \div 2 \text{（助成率）} = 1,000,000 \text{円（上限）}$

*景観づくり団体活動事業助成金

登録された景観づくり団体の活動経費が対象となる助成金です。

地域区分	助成回数	助成率	助成限度額（円）
市全域	毎年度1回限り	4/5	200,000

例（1）

景観づくり団体が、市民を対象に景観に関する講演会を開催し、費用が100,000円掛りました。

助成金はいくらになりますか？

- ・80,000円の助成金が出ます。

$$100,000 \text{ 円} \times 4 \div 5 \text{ (助成率)} = 80,000 \text{ 円}$$

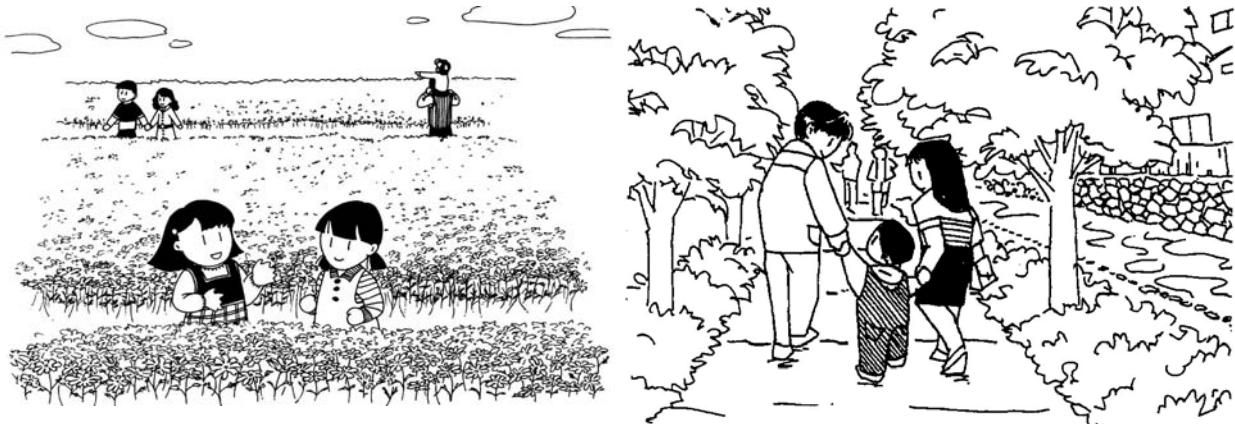
例（2）

景観づくり団体が、市民を対象とした景観に関する講演会を開催し、併せて景観の向上に参考となる冊子を無料配布します。講演会の講師謝金及び会場借り上げ料が150,000円、冊子の作成費用が100,000円掛りました。

助成金は、いくらになりますか？

- ・200,000円の助成金が出ます。

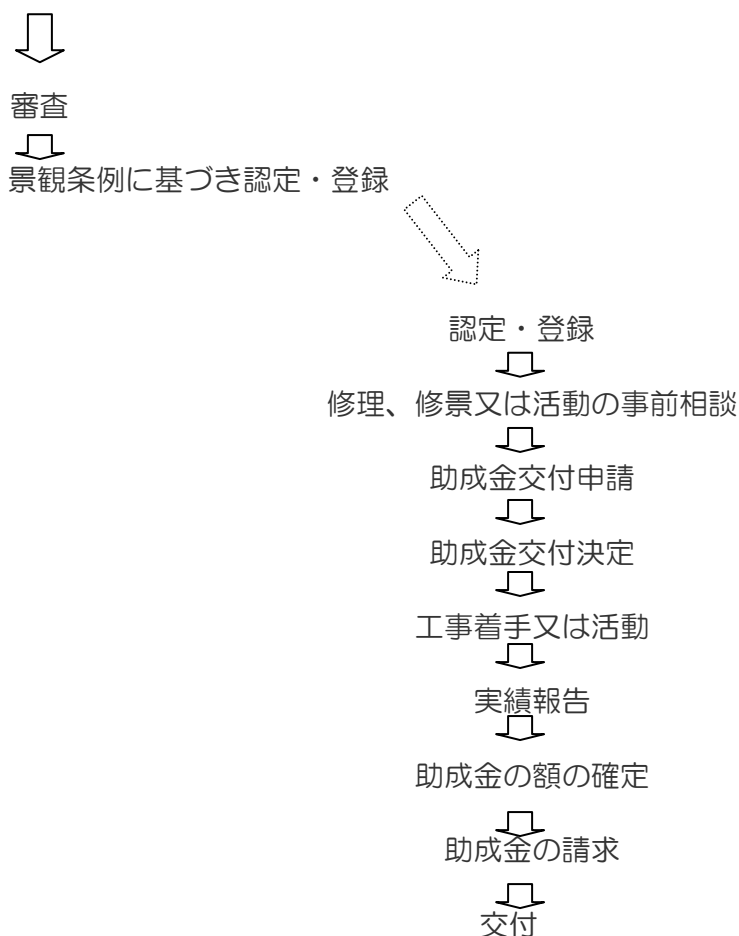
$$(150,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}) \times 4 \div 5 \text{ (助成率)} = 200,000 \text{ 円 (上限)}$$



景観形成助成金が交付されるまでの流れ

(建造物等修理修景事業助成金・景観づくり団体活動事業助成金)

- ・ 景観重要資源の認定の申し出（景観条例施行規則第10条）
- ・ 市民景観形成協定の認定の申請（景観条例施行規則第15条）
- ・ 景観づくり団体の登録の申し出（景観条例施行規則第18条）



(注) 景観形成助成金交付要綱は、平成21年10月1日施行となります。従って、施行日以後の修理修景又は活動に対して助成します。

～助成制度に関するご相談は、都市計画課窓口で承りますので、お気軽にお問い合わせください。～

お問い合わせ : 都市計画課 TEL : 0274-62-1511(代) 内線 1433